

## 八洲学園大学 学生除籍細則

### (目的)

第1条 この細則は、八洲学園大学学則（以下「学則」という。）、第38条に規定する学生の除籍について必要な事項を定めるものとする。

### (除籍の基準及び除籍日)

第2条 学生の除籍の基準および除籍の日は、別表1のとおりとする。

### (除籍予告通知)

第3条 学長は、学生が学則第38条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、概ね1ヶ月前までに該当学生に対し、その旨を通知するものとする。

2 除籍予告通知は、原則として事務局教務課がメールにより行うものとする

3 メールによる通知ができない場合は、様式第1号を用い、郵便により行うものとする。

### (除籍予定者調書)

第4条 事務局教務課は前条の通知後速やかに様式第2号で定める除籍予定者調書を作成し、教務委員会に報告するものとする。

### (教授会の審議)

第5条 教務委員会は、前条の通知を受けたときは、当該学生の除籍について、その後最初開催される委員会に諮り、その結果を教授会に報告するものとする。

### (除籍の決定)

第6条 学長は、前条の報告を受けたときは、除籍を決定し、該当学生に除籍通知書により通知するものとする。

2 正科生の除籍通知は、原則として、様式第3号を用い、簡易書留郵便等により行うものとする。

3 科目等履修生及び特修生の除籍通知は、教務課が電話及びメールにより行うものとする。

### (補足)

第7条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は学長が別途定める。

附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年7月23日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分		除籍の基準	除籍の日付
学則 第38条	第1号	学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	当該学期末日の1ヶ月前現在で学費を完納していないこと
	第2号	第12条第2項、第13条又は第14条の在学年限を超えた者	在学年限を超えること
	第3号	第34条第2項の休学期間を超えて、なお復学できない者	休学の期間を超えてなお復学できないこと
	第4号	履修登録を怠り、督促してもなお行わない者	当該学期の最終開講科目の登録期間を過ぎても、履修登録を行っていないこと
			当該学期末の翌々月末日
			在学年限の満了日
			休学期間満了学期の翌々月末日
			当該学期末の翌々月末日

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

\_\_\_\_\_様

八洲学園大学  
学長 水戸部 優子  
(公印省略)

除籍の予告について（通知）

下記のとおり、八洲学園大学学則に定める除籍の事由に該当する見込みですので、通知いたします。

1. 学生の氏名

\_\_\_\_\_

2. 除籍の理由

八洲学園大学学則 第38条第 号 該当

3. 除籍予定年月日

年 月 日

4. その他

未納分の学費（ 年度 学期～ 年度 学期の管理料計 円）は、 年 月 日までにご納入ください。期日までに納入いただけない場合は、在籍期間に計上することができません。

以 上

様式第2号（第4条関係）

入学期	入学 年次	学籍番 号	氏名	除籍 (予定)日	除籍 該当条項	除籍 理由	備考

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

\_\_\_\_\_様

八洲学園大学  
学長 水戸部 優子 ㊟

除 籍 通 知 書

八洲学園大学学則に基づき、下記のとおり除籍したので通知します。

1. 学生の氏名

\_\_\_\_\_

2. 除籍の理由

八洲学園大学学則 第38条第 号 該当

3. 除籍年月日

年 月 日

4. その他

年度 学期～ 年度 学期は管理料未納のため、在籍期間に計上いたしません。

在学中に入金されたデポジット（預かり金）は、本学にご連絡いただければ所定の手続きにて、手数料を差し引いた残額を返金いたします。

以 上